

## 規制シート(様式)

080198300320002

平成28年12月27日

規制の名称	貸金業者に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	貸金業法(昭和58年法律第32号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
規制目的	貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること。		
規制内容の概要	貸金業の登録制、貸金業者に対しての過剰貸付けの禁止、取立て行為の規制、帳簿の備付け・閲覧等の行為規制 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	多重債務者について、貸金業者から5件以上の無担保無保証借入れのある人数が平成19年3月末時点で約171万人であったところ、平成28年3月末時点で約12万人まで減少しているなど、多重債務者対策の上で相応の効果があったものと考えられるが、引き続き多重債務者対策を推進する必要があることから、規制を維持することが妥当。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	貸金業法附則第67条第3項		
次の見直し時期	平成33年度		